

放課後等デイサービス 自己点検評価書

(合同会社葡萄の実)

児童デイサービスびたみん

児童デイサービスびたみん

[様式 11] 自己点検評価書

① 事業の目的、運営方針・理念

【事業の目的】

小学1年生から高校3年生までの学校に通学する障害児を対象に、放課後等デイサービスを提供し、日常生活の知識や生活能力の向上に必要な支援を実施し、利用児とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

【運営方針・理念】

- 1 事業所は障害をもった子供たちが日常生活において基本的な生活習慣を身につけ、集団生活の中で役割を分担し、将来の自立に向けて必要な知識や技術を向上させるために、身体や精神、その持っている障害、また置かれている環境に応じて適切で効果的な指導を行うものとする。
- 2 通所支援の実施にあたっては、利用児の意思や人格を尊重して、常に利用児や障害者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び地域の保健・医療機関・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

② 沿革と現況等

【沿革】

- 1 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 2 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 3 前各号に付帯関連する一切の事業を目的として平成26年4月、合同会社葡萄の実を資本金300万円にて樋口宇多子が設立し現在に至る。

【現況】

- ① 事業者（設置者）
 - i) 名称 : 合同会社葡萄の実
 - ii) 所在地 : 埼玉県ふじみ野市新田1-6-6
- ② 事業所
 - i) 名称 : 児童デイサービスびたみん
 - ii) 所在地 : 埼玉県川越市古谷上2011-1
- ③ 利用児童生徒数、職員数

児童デイサービスびたみん

<p>□利用児童生徒数 (25) 人 □職員数 常勤 (6) 人 非常勤 (2) 人</p>
<p>【運営規程】 設置者・管理者向けガイドラインに示される運営規定を定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/>定めている □定めていない (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>すること)</p>
<p>【放課後等デイサービス計画】 児童発達支援管理責任者向けガイドラインに示される放課後等デイサービス計画を作成しているか。 <input checked="" type="checkbox"/>定めている □定めていない (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>すること)</p>
<p>【児童発達支援管理責任】 □氏名 (河井真紀) □専門性に関する記述 (50文字程度で) 平成6年3月江戸川学園豊四季専門学校社会福祉実務科卒業 平成28年10月児童発達支援管理責任者研修修了</p>

③ JJDnet が定める基準に基づく自己評価

基準 1 環境・体制整備

1-1 利用定員が発達障害の指導訓練室等スペースの関係で適切であるか

(1) 1-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

指導訓練室は1階 26.5 平方メートル、2階 9.9 平方メートル合計 36.4 平方メートルある。

1-2 発達障害に関して専門的知見を持った職員の配置及び配置数は適切であるか

(1) 1-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

児童発達支援管理責任者研修修了者 2 名、介護福祉士 1 名、社会福祉主事任用資格者 3 名、教員免許 2 名、児童指導員 4 名を配置している (重複あり)。

1-3 事業所の設備等において、発達障害への配慮が適切になされているか

(1) 1-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

1 階指導訓練室入口の段差をなくすためラバースロープを取り付けて子どもが敷居でつまずいて転倒しないよう改善した。気持ちが落ち着かない時には半畳のスペースや洗面所を利用している。

1-4 発達障害に配慮した環境調整が行われているか

(1) 1-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

1 階指導訓練室内が騒がしい時などに急に情緒不安定となり、怒りや不安が増す子どももいる。その場合は別室を使用する。また庭の活用をして調整している。2 階指導訓練室室で静かに過ごすなどの配慮を行っている。

【基準 1 の自己評価と改善・向上方法 (将来計画)】

職員の配置については障害特性の理解に基づく適切な支援について経験の浅い職員も在籍しており、今後も事業所内研修と合わせて埼玉県等が実施する発達障害に関する研修を積極的に受講する予定である。

民家を借りて事業を行っているため、部屋の間取りやパーテーションでの間仕切り、照

明器具、空調設備、衛生設備の配置等に弱点がある。今後もいろいろ工夫したり修繕したりして使用していく。

基準 2 業務改善

2-1 業務改善を図るためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか

(1) 2-1の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由(満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

毎月1回定例の会議には全職員が参加して年間研修計画に基づいて研修及び話し合い業務改善を図っている。

2-2 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか

(1) 2-2の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由(満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

7月に保護者アンケート用紙を配布。アンケートは8月中に集計し、事業所内会議で保護者等の意向を検討して業務改善につなげている。またアンケート結果はホームページ等でも公開する予定である。

2-3 「厚生労働省ガイドライン」による自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか

(1) 2-3の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由(満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

事業所の研修で自己評価の検討を行った。今後ホームページ等で公開する予定である。

2-4 職員の資質の向上を行うために、発達障害に関する研修の機会を確保しているか

(1) 2-4の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由

毎月の研修において発達障害に関する研修の他、埼玉県が実施する発達の理解、自閉

症研修、障害者虐待防止・権利擁護研修などの研修に取り組んでいる。

【基準2の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】

自己評価に基づく業務改善についてはまだ端緒についたばかりである。今後検討結果に基づいて早急に業務改善を図るとともに、その結果をホームページ等でも公開していく予定である。

資質向上のためにこれからも事業内研修の他、県や市、その他が実施する発達障害に関する研修に積極的に取り組んでいく。

基準3 適切な支援の提供

3-1 発達障害のアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか

(1) 3-1の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

契約時に保護者へのアセスメントを行い、その面談を通して子どもの状況や保護者の希望を取り入れた放課後等デイサービス計画を作成している。

3-2 子どもの状態を把握するために、発達障害のアセスメントツールなどを使用しているか

(1) 3-2の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

心理検査等の標準化されたアセスメントツールは使用していないが、子どもの支援のために把握しておきたい項目があるアセスメント表を作成し使用している。今後随時改善していく。

3-3 発達障害の活動プログラムの立案をチームで行っているか

(1) 3-3の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

支援計画を作成するときに児童発達支援管理責任のみでなく、その子どもの障害や課題を職員みんなで話し合っている。日々の活動プログラムも打ち合わせで必ず確認している。

3-4 発達障害の活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか

(1) 3-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

毎月の壁紙作り、季節の行事、昼食作り、雨の日のリトミックやゲーム、長期休みのお出かけなどプログラムを工夫している。

3-5 平日、休日、長期休暇に応じて、発達障害の課題をきめ細やかに設定して支援しているか

(1) 3-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

平日は近所の古谷神社や伊佐沼公園、水田などを散歩しているが、土曜日や夏休みなどの長期休暇では丸山公園や平成の森公園、こども動物自然公園に行く、狭山市立博物館見学などの行事を組んでいます。ゲームセンターやホームセンター、スーパーに買い物に行くなどいろいろな経験をつめるように支援している。

3-6 子どもの発達障害の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成しているか

(1) 3-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

おやつのお手伝い、挨拶、集団での散歩、外遊び、創作活動等、自由時間は個々に遊ぶなど集団での子どもの課題と個別の課題を考えて放課後等デイサービス計画を作成している。

3-7 発達障害の支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか

(1) 3-7 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

毎日必ずパート職員を含む職員全員で打ち合わせを行い、支援の内容や一日の流れ、担当児童、送迎時間と運転手、添乗員等を決めている。

3-8 発達障害の支援終了後には、職員間で必ず打合せをするなど、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点などの情報を共有しているか、又はその工夫がなされているか

(1) 3-8 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
送迎修了が19時を過ぎることが多い。そのため日誌類の記入で当日は時間がないので個別に報告する事が多い。支援の振返り、情報の共有は次の日の打ち合わせで行っている。

3-9 日々の発達障害児の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか

(1) 3-9の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
個別日誌やヒヤリハットを作成し、通所時の子どもの様子を詳しく記入している。しかし、業務が多い時など確認することが後日になる場合もあり支援の検証・改善が遅くなってしまう場合がある。

3-10 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか

(1) 3-10の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
6カ月に1回見直しをしている。その他必要に応じて計画の見直しを行っている。

3-11「厚労省ガイドライン」の総則の「基本活動」(1(3)②ア・イ・ウ・エ)を複数組み合わせで支援を行っているか

(1) 3-11の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
排泄、着替え等の自立支援を行っている。折り紙や粘土等で壁紙作り、季節の行事の創作を行っている。毎日の散歩や公園に行くことで地域住民や公園職員との交流を図っている。自由遊びではそれぞれ好きな遊びをしている。

【基準3の自己評価と改善・向上方法 (将来計画)】

事業所独自のアセスメントツールを使用しているが、今後標準化されたアセスメントツールについて研修を行い、支援の効果把握などを客観的に行うなど効果的なアセスメントの実施、個別支援計画作成に活用していく予定である。

年間行事計画を作成し活動しています。地域の住民とふれあう行事を計画しています。また市内の祭りや福祉バザーなどへの出店にも参加していきたいと考えている。

基準 4 関係機関や保護者との連携

4-1 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの発達障害の状況に精通した最もふさわしい者が参画できるようになっているか

1) 4-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
児童発達支援管理責任やその児童の担当職員が参加している。

4-2 保護者が許容している場合において、学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っているか

(1) 4-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
学校だよりで行事や講習会、PTA の活動の様子を知らせてもらっている。個々の子どもの情報については送迎時の引継ぎや連絡帳等で対応している。

4-3 医療的対応が必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか

(1) 4-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
現在医療的ケアが必要な子どもは通所していませんが連絡体制は整っている。契約時のアセスメントで現在通院している医療機関や緊急時の対応を伝えてもらっている。またサービス提供中に子どもの容態に急変があった場合は、必要に応じて受診医療機関の主治医に連絡する。又は協力医療機関の病院に搬送するなどの必要な措置を講じている。

4-4 就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか

(1) 4-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
就学前に通っていた療育センターや保育園での様子を保護者から聞き取っている。

4-5 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの発達障害の支援内容等の情報を提供するなどしているか、又はその

態勢ができていますか

(1) 4-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

対象となる利用者は通所していないが情報を提供する態勢はできている。今後相談支援事業を立ち上げる予定であり障害福祉サービス事業所等と連携を図っていく。

4-6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか

(1) 4-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月まで県が実施する「障害児通所施設を対象とした巡回支援事業」の研修を受けた。専門職である作業療法士の大学助教授に定期的に施設を訪問していただき、発達障害児への療育や親への療育相談、施設職員に対して発達障害児の療育法に係る助言・支援、子どもの特性に応じた支援手法等の助言、親への対応等についての助言を受けた。

4-7 放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会を設けることができるか

(1) 4-7 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

川越市児童センターこどもの城が開催する人形劇の観劇や川越南文化会館ジョイフルが開催する子ども映画会の鑑賞をした。また雨の日にこどもの城のプレイルームを利用する。丸山公園のふれあい小動物コーナーや伊佐沼公園のアスレチック広場で障害のない子どもと一緒にアスレチック等を楽しむこともある。

4-8(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加しているか

(1) 4-8 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

社会福祉協議会の賛助会員となっている。これからも地域の障害福祉の推進を図る活動に協力していく。また、今後相談支援事業を立ち上げる予定であり川越市地域自立支援協議会と連携を図っていく。

4-9 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか

(1) 4-9 の自己判定

- 十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
送迎時や連絡帳、電話、保護者面談等で保護者に子どもの様子をできるだけ詳しく伝え、話し合いを行っている。

4-10 保護者の発達障害への対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング(P34・P42・P47 参照)等の支援を行っているか

(1)4-10 の自己判定

- 十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
保護者の療育の話や様子を見守りながら、相談を受けた時には誠実に個別に対応している。県から案内されたペアレントトレーニング講座等についての情報はコピーして保護者に紹介している。

【基準4の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】

相談支援事業所が入っていない子どもが大多数のため、ほとんどがセルフプランの作成となっています。相談支援事業所との連携がとれている子どもの場合は定期的に子どもの様子を報告し情報の共有・相互理解に努めている。

基準5 保護者への説明責任等

5-1 運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか

(1) 5-1 の自己判定

- 十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
契約時に必ず契約書の読み合わせ、重要事項説明書の確認等で説明している。

5-2 保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか

(1) 5-2 の自己判定

- 十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
保護者から相談されたことに関しては誠実に個別に対応して、必要な助言等も行っている。

5-3 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか

(1) 5-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

保護者会を平成 29 年 11 月 22 日 (水) に開催する予定。今後も定期的を開催し保護者同士の連携を支援していく。

5-4 子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか

(1) 5-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

着替えの服を間違えて他の子どもに送ってしまった。傘や水筒を忘れたなど忘れ物の苦情を受けた場合は直ぐに対応し保護者に報告している。また児童の体にアザがあるなどの内容は打ち合わせ会議で必ず報告し全職員で情報を共有している。

5-5 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか

(1) 5-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

びたみん通信の発行、ホームページの開設等で活動内容や行事、送迎時間等の情報を発信している。

5-6 個人情報に十分注意しているか

(1) 5-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

個人情報の書類は鍵のかかる棚に入れる。ホームページでは個人が特定できる顔写真などの情報はのせない。個人情報の書かれている書類はシュレッダーにかける等十分注意している。

5-7 発達障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか

(1) 5-7 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

外国人の保護者には漢字にルビをふるなどの配慮をしている。また保護者の立場に立

ってできるだけ分かりやすく説明して同意を得るなどの配慮をしている。

5-8 事業所の行事(バザー、映画上映、夏祭など)に地域住民を招待するなど地域に開かれた事業運営を図っているか

(1)5-8 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

畑で収穫した農産物(きゅうり)を子どもと一緒に近所の住民に配ったり、またハロウィンの行事では近所のお宅を訪問してお菓子を頂くなど交流を深めた。最近は少しずつ子どもたちに声掛けや挨拶等を交わすようになってきている。

基準5の自己評価と改善・向上方法(将来計画)】

保護者とは保護者面談や送迎時に話をするなどして療育等の情報を共有している。地域については少しずつ理解されるよういろいろな行事を取り組んでいく。

基準6 非常時等の対応

6-1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか

(1) 6-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

各マニュアルを作成し壁に張り出すなど職員に周知している。今後ホームページでも周知する予定。

6-2 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか

(1) 6-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

火災発生に備えた消防計画と消防訓練(年2回)を行っている。ただし、風水害と地震に備えた自然災害対策計画はチェック表のみとなっているので避難訓練を実施したい。

6-3 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか

(1) 6-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
事業所研修でいろいろな資料を使い虐待防止の学習を行ってきた。また昨年度は虐待防止研修を受講している。今後も引き続き県の実施する研修に取り組んでいく。

6-4 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか

(1) 6-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
子どもの様子から別室で養育することが望ましい利用者については、部屋を分けるなどの対応をしている。ただし、まだ放課後等デイサービス計画に記載したケースは発生していない。

6-5 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき対応がされているか

(1) 6-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
食物アレルギーのある児童は現在通所していないが、アセスメントで保護者から食物アレルギーのある子どもであると報告があれば適切な対応をしていく。菓の関係でグレープフルーツがダメな場合があるのでおやつには出していない。今後食物アレルギーのある子どもが通所する場合は適切な対応をしていく態勢を整えている。

6-6 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか

(1) 6-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない
(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)
何かあった場合はヒヤリハットに記入する。記入された内容は打ち合わせで報告している。

【基準6の自己評価と改善・向上方法 (将来計画)

消防訓練は毎年2回実施しているが、自然災害への備え、防犯への備えはまだ十分ではないので今後早急に改善を図りたい。子どもの安全については特に注意して運営している。

④ 施設が保護者目線で評価した基準（A・B・C）と独自の基準による自己評価

基準 A、B、C と独自の基準

A 子ども自身は通所を楽しみにしているか

(1) Aの自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
連絡帳や保護者との面談で通所を楽しみにしていると保護者から報告を受けている。

B 保護者は事業所の支援に満足しているか

(1) Bの自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
アンケートを回収中であるがそのアンケートを見ると満足していると記入されていることが多いので、満足していると思われる。

C 保護者が活動の様子を自由に見学できるようになっているか

(1) Cの自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
保護者や電話で問い合わせをしてきた方、支援学校の教師等には何時でも見学してくださいと伝えている。

D 野外活動の導入

(1) Dの自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）
ハイキング等を集団で行う活動はしていないが、事業所が豊かな自然環境のなかにあるため近所の古谷神社、水田、伊佐沼公園、運動公園、丸山公園などを数人で散歩している。また植物・昆虫採集（ザリガニ釣りなど）や庭の畑での農作業など自然と触れ合う活動を大切にしている。

[様式12] 基本データ

<p>1. 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理者 1人 従業者及び業務の一元的管理、従業者に対して法令等において規定されている児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 ●児童発達支援管理責任者 1人 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。児童発達支援計画の作成後は計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。 ●児童指導員、指導員 6人 通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。
<p>2. 営業日及び営業時間</p> <p>営業日：月曜日から土曜日まで、 ただし、12月29日から1月3日までと、国民の休日を除く。</p> <p>営業時間：平日 10：00～19：00 学校休業日 10：00～19：00</p> <p>サービス提供時間：平日（授業の終了後）11：00～17：30 学校休業日 11：00～17：30</p>
<p>3. 利用定員</p> <p>1日当たり10人</p>
<p>4. 放課後等デイサービスの内容、並びに保護者から受領する費用の種類及びその額 (サービスの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通所支援計画の作成 (2) 基本事業 <ul style="list-style-type: none"> ア) 日常生活訓練 日常生活動作 イ) 集団生活適応訓練 会話、レクレーションゲーム、体操等 ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等

児童デイサービスびたみん

<p>エ) 相談業務 福祉、生活の相談等</p> <p>(3) 介護サービス 更衣、排せつ等の身体介助</p> <p>(4) 送迎サービス 障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎 (保護者から受領する費用の種類及びその額) 各市町村が定めた利用者負担額として障害児の保護者等から受領する額 通所支援において提供する便宜に要する費用として、次の費用の支払いを受けています。</p> <p>① おやつ代 1回 100 円 ② 創作活動に係る材料費、実費 ③ 特別プログラムや行事への交通費、入場料、実費 ④ 調理実習時の昼食代(材料費相当分) 小学生 200 円、中学生から 250 円 ⑤ 複写料金、1 枚 10 円</p>
<p>5. 通常の事業の実施地域 川越市及びふじみ野市、川島町の区域。</p>
<p>6. サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>① 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出て下さい。 ② 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従ってください。</p>
<p>7. 緊急時等における対応方法 現にサービスの提供を行っているときに、障害児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。</p>
<p>8. 非常災害対策 事業所は、非常災害等に関する具体的計画を立てておくとともに、必要な食糧等の備蓄を行っています。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っています。</p>
<p>9. 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 障害の種類は定めておりません。</p>
<p>10. 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>① 虐待の防止に関する責任者の選定(虐待防止責任者:樋口國雄) ② 苦情解決体制の整備(苦情受付担当者:河井真紀、苦情解決責任者:樋口國雄、第三者委員:矢島明子、)</p>

- ③ 行政等の苦情受付機関（川越市：子ども未来保育課、ふじみ野市：福祉部子育て支援課、川島町：健康福祉課、運営適正化委員会）

11. その他運営に関する重要事項

- ① 事業所は適切な通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次の研修の機会を設けるものとします。
- ・採用時研修：採用後3カ月以内
 - ・継続研修：年2回以上
- ② 従業者は業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ③ 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- ④ 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- ⑤ 事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

放課後等デイサービス 自己点検評価書

(合同会社葡萄の実)

児童デイサービスびたみん